

職場復帰支援についてよくいただくご質問への回答

Q1：休職期間が残りわずかになっているのですが、リワーク支援を利用できますか？

——支援を行う期間は個別に設定していきますが、的確な形でリワーク支援を行うためには休職期間がおおむね半年以上残っていることが望まれます。休職期間が残り少なくなっている場合には、復職までの課題の整理に留まってしまう場合や、限定的にリワーク支援カリキュラムに参加いただいたり、事業所の協力によってカリキュラムの一部のみを利用するということがあります。

Q2：退職してしまっているのですが再就職のためにリワーク支援を利用できますか？

——リワーク支援は休職中の方に対するプログラムです。離職された方は就職のための支援プログラム（職業準備支援等）を活用しながら支援しています。

Q3：休職中の公務員ですがリワーク支援を利用できますか？

——リワーク支援は雇用保険適用事業所の社員のみを対象とするプログラムのため、公務員はご利用いただけません。

Q4：休職中の社員の復職にあたってリワーク支援を利用させたいのですが、企業から利用申し込みをすることはできますか？

——リワーク支援の開始は、ご本人、事業主、主治医の3者の合意が必要ですが、申し込みは3者のいずれからでも受け付けています。

Q5：主治医は復職可能という診断書を作成しているのですが復職できる状況に思えません。リワーク支援を利用して復職の可能性を確認して欲しいのですが利用できますか？

——リワーク支援は復職の可否を判断するためのサービスではありません。復職可能かどうかはご本人の回復状況だけでなく、企業の受け入れ体制や受け入れに当たっての制度・条件整備、業務内容等企業側の要因も大きいいため、復職の可否の判断は企業側で行っていただく必要があります。

Q6：リワーク支援は毎日通えないと利用できないのでしょうか？

——出勤できる日数や時間数については、生活リズムの確立、立て直しの状況に応じて、また、最終的に復職する時の労働条件も勘案して決定していくため、リワーク支援では毎日出勤することを条件としていません。開始段階では週に3日程度は通所できることを要件としています。

Q7：リワークコーディネートではどのようなことを行うのでしょうか？

——ご本人に対しては、生活リズムや調子の波の把握確認、復職に向けた課題の整理、一部のリワーク支援プログラムの体験実施等を、事業主に対しては、復職時の受け入れ体制や復職についての考え方の確認のほか、リワーク支援期間中の支援内容の説明等を、また、主治医に対しては治療状況の確認等を行って、円滑に3者同意が行われるように、支援について必要な補足説明を行います。これらの対応についてはご本人や事業主と日程調整しながら、無理のないスケジュールで進めていきます。

Q8：リワーク支援開始に必要な3者同意については障害者職業センターで調整していただけるのでしょうか？

——3者同意は当事者間で行っていただくことを原則とします。障害者職業センターはこの3者合意が円滑に進められるように、必要に応じて各者に対して事業内容や協力事項等についての補足説明を行います。

Q9：リワーク支援の3者同意について、企業側は誰の(役職等)同意が必要となるのでしょうか？

——リワーク支援実施中の窓口となり、社内の受け入れ態勢等について調整していただける方に同意書への署名をお願いしています。多くの企業様の場合、総務担当者、直属の上司、などの署名を頂戴しています。

Q10：リワーク支援の「同意書」とはどのような意味を持つのでしょうか？

——リワーク支援にはご本人への支援を行うと共に、受け入れを行う企業様への情報提供・助言などの「事業主支援」の側面も持っています。リワーク支援の同意書は、リワーク支援についての説明をご理解いただき、この「事業主支援」を含めたリワーク支援をご利用いただくことの確認として署名を頂戴しています。

Q11：一度リワーク支援を利用した人が復職後再発した場合などに再度利用することができますか？

——必要に応じて再支援を実施します。再利用についても3者同意と支援計画の策定が必要です。

Q12：リワーク支援期間中、企業担当者が行う役割はどのようなもののでしょうか？

——社内の受け入れ態勢の整備のため、社内体制や復職時の業務見通し、労働環境等の状況を担当カウンセラーと調整いただいたり、利用者の定期面談、担当カウンセラーとのケース会議等にご協力いただいています。

Q13：疾患名はうつ病ではないのですが、リワーク支援を受講できますか？

——リワーク支援は、精神障害者総合雇用支援の一環で実施している事業であるため、うつ病以外の精神障害のある休職者が職場復帰していくために、うつ病等の方に対する職場復帰プログラムに合流して支援を受けることが有効である場合はリワーク支援の一部又は全部を利用いただいています。